

地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案

[議事録 3/3]

- ・交付税別枠加算と地方団体が主張した交付税復元の関係
- ・自治体の規模拡大と防災対応力拡大との矛盾

**吉川沙織君**

交付税が大幅に減ったということは間違いない事実ですし、この復元の問題について、地方の声から伺いたいと思います。



この三位一体の改革の後に、平成 21 年度から地方交付税の別枠加算が行われてきましたが、平成 21 年 11 月 25 日には全国知事会から地方交付税の復元・増額に関する提言が出されています。これは、平成 18 年度の税源移譲に際して措置すべき交付税財源を手当てすべきと、こう書いてあります。つまり、所得税の 3 兆円の税源移譲により、個人住民税は 3 兆円増収となりました。しかし、その所得税 3 兆円の交付税法定率 32%分である約 1 兆円の交付税原資は理由なく削減されたものであり、その原資の復元のためには本来は交付税法定率を引き上げるべきと、こう地方団体は主張してきました。

そして、その後、いわゆる別枠加算が平成 21 年度から 1 兆円で始まり、平成 22 年度の 1.5 兆円をピークに平成 25 年度も辛うじて 1 兆円確保されましたが、来年度予算においては 6,000 億円に削減されています。

この別枠加算については、毎年度の予算編成に当たって、財務省が予算編成上、各主要経費について主張する内容を先取りする形で建議を出す役割を担っておられます。

財政制度等審議会の平成 25 年度予算編成に向けた考え方で、このように明確に書いてあります。

申し上げます。「国税五税の法定率分に財源不足の半分を特例的に加算するという基本的なルールを飛び越えた全額国負担の別枠加算という不透明な手法で地方交付税が 1 兆数千億円の規模でかさ上げされており、極めて問題が大きい。」として、全く根拠もなくお手盛りで別枠加算されているかのような、こういう指摘がなされています。

また、同審議会の平成 26 年度予算の編成等に関する建議では、別枠加算を臨時異例の措置として、「臨時異例の措置を講じる契機となった危機的な経済状況は脱しており、」、以下続きます。



そうすると、この別枠加算という措置は、地方側が言うような交付税が突如削減された分の復元という趣旨とは関係なく、リーマン・ショック対策として実施されたということなんでしょうか。したがって、税収が回復すれば、結果としての交付税削減も解消されるということなんでしょうか。地方団体の主張からすると、税収が回復すれば所得税収も増大し、地方固有の所得税税源移譲額の交付税相当額も拡大しているのではないのでしょうか。そうすると、復元すべき交付税額も増額すべきということになるのではないのでしょうか。

財務省の見解を伺います。

#### 政府参考人(太田充君)



平成 18 年それから平成 21 年というところに関わって御質問を頂戴いたしました。

それで、まず平成 18 年のときの 3 兆円の税源移譲、それに伴う交付税の話というのは、その時点において、ある意味では総務省と財務省と調整の上、セットをしたということでございます。

各地方団体においてはもちろんいろんな御主張はあろうと思いますが、財務省とすれば、国の方の財政状況も正直に申し上げれば地方以上に厳しいでございますし、特に昨今、リーマン・ショック以降で見ますと、地方債残高は約 200 兆というところですが、国の借金の残高はこの 5 年間で約 200 兆分増えるというような格好でございますので、そういう状況を踏まえて物を考えていかなければならないというふうに考えております。

それで、今委員からお話にありましたように、別枠加算というのは、平成 21 年、リーマン・ショックを受けてそれを新たに創設をしたというものであります。これは、リーマン・ショックの影響で地方税収それから交付税の法定率分というところから成る地方歳入が減少する中で、国の財政は今申し上げたように非常に厳しい中ではありますけれども、地方のことを考え、危機対応の臨時的な措置ということで平成 21 年度から講じられてきたというものでございます。

今年、平成 26 年度につきましては、足下の経済状況の中で、有り難いことに地方税収も増加が見込まれる

という状況でございますので、対前年に比較して0.4兆円ほど縮減をさせていただいて0.6兆円という額をある意味で確保させていただいているというところでございます。

### 吉川沙織君

地方交付税については、国の役所の中でも毎年度意見対立が続いているかと思えます。そうでないという考え方もありますが、基本的にあると思っています。

総務省としては、この別枠加算というものについてどのように理解され、今後どのように見ていくと見通されているのか、総務省の見解、簡潔に伺います。

### 政府参考人(佐藤文俊君)



別枠加算につきましては、これは一般財源の質を高める効果があるというふうに考えます。これがないことを考えますと、半分は臨時財政対策加算ということで一般会計から交付税に現金が加算されますが、半分は臨時財政対策債で賄わなければならないということになりますから、この別枠加算の意味は、一般財源の質を高めているという意味だろうと思います。

これについては、経緯は今財務省の方から話があったとおりと思ひまして、我々も景気の回復の状況に合わせて通常モードに切り替えていくということについては合意をし、骨太の方針にもそれは記載されているところでございますが、認識の違いは、今が平時モードになったのかということで、今年の折衝なんかでも非常に大きな意見の対立があったわけでありまして、結果は、

地方税収の回復の程度を勘案して一定の縮減を図って、なお6,100億円は維持するというようにしたわけがあります。

この別枠加算の扱いは、本来であれば、我々は、絶対的に財源不足が生じている状況でありますから、法定率の引上げという本来の措置がとられればそれは望ましいというふうに考えておりますが、現実にはそのことはなかなか容易ではないということです。しかし、我々としては引き続きその実現に向けて粘り強く努力をしていきたいと思っております。

### 吉川沙織君

今、局長から絶対的な財源不足があると伺いましたし、法定率の引上げが本筋であるということも伺いました。

ただ、この財源不足の補填のための国、地方の折半ルール、そして別枠加算の今後について、この折半ル



ール、平成 26 年度改正でも 3 年間の延長が予定されています。地方交付税法第六条の三第二項に該当した場合、地方行財政制度の改正あるいは地方交付税率の変更が必要であるにもかかわらず、平成 8 年度以降ずっと基本的に国と地方の折半の負担が続いています。

機関委任事務の廃止、義務付け・枠付けの廃止など、事務事業面での分権は進み、地方の仕事量は増える一方で、地方税財源の抜本的改革はまだまだ道半ばであると思っています。政府は、巨額の財源不足を法定率で、なかなか引上げで対応できないため、地方交付税の別枠加算という措置がとられているのかもしれない。

ただ一方で、消費税の増税は成立しながら、折半ルールや別枠加算といった臨時異例、これ政府の文言にもたくさん出てきますが、臨時異例の措置をいつまで続けていかれるのか、地方税財源の分権化はどうするのか、総務大臣の御所見を伺います。

#### 国務大臣(新藤義孝君)

まず、国と地方のそれぞれの財政運営において、加害者と被害者というのはいないわけでありまして。いずれにしても、国と地方を合わせて、私たちは、より良い国民生活、そして地域の活性化、こういった地方の自立、こういうものを目指しているわけでありまして。



で、今、二つのことをおっしゃっていただきましたけれども、折半ルールについては、これはまさに巨額の財源不足を補うためのものであります。これは、まさにこういう臨財債のような特例債に頼らない体質をつくらなければいけないということでありまして、それは景気回復なんです。少なくとも、この臨財債の新規発行は、平成 19 年度、20 年度では、これは新規発行せずに済んだんですね。ですから、経済を活性化させていく中で、こういう臨時異例の措置に頼らずとも自立した財源をきちんと保てるようにしていきたい、これはもう私たちがやらなきゃいけないことでありまして、そこを目指していこうと思っています。

それから、別枠加算につきましては、これは特別な経済の変動によって、リーマン・ショックという大きな変動で景気低迷によって税収が大きく減少いたしました。ですから、私、今年の財務大臣との折衝は極めてシンプルです。これは、リーマン前の税収の水準にどれだけ戻ったのか、その比率でもってこの別枠加算は維持をさせていただきますよと。

ただ、経済財政諮問会議におきましても、我々は景気回復を成し遂げて、そして安定した持続成長軌道に経済を乗せるんだと。であるならば、これを臨時異例の非常時モードから平常時モードに戻していく必要があると。私は、これ、国、地方を合わせて、我々も総務省としてもそこは一緒に足並みをそろえていかなければならないと。

したがって、この地方の税収が水準まで戻るならば、この別枠加算は必要なくなって結構であります。でも、現実に、客観的数字でもう明らかなんです。ですから、その指数に応じて今回、別枠加算を維持したということでありまして、これは財務大臣からも筋が通っていると言われましたから、そして我々の主張が認められたというか、受け入れたということでございます。

### 吉川沙織君

地域の活性化等にもつながる観点から、最後に一点お伺いしたいと思います。



自治体の防災力と消防力と自治体の規模。基礎自治体千といった目標の下で平成の大合併が進められた結果、基礎自治体の数は約半分となりました。ただ、東日本大震災や原発事故、被災地などを見ますと、合併をせず小規模ながら住民行政を担ってきた自治体の方が、災害に当たって、避難や住民のケアに当たってはよく機能したと、こういうことも言われています。

平成 25 年度に引き続き、緊急防災・減災事業と地域経済活性化と行革努力を組み合わせた地域の元気創造事業が地方財政計画に計上されています。地域防災力を高めることが地域の活性化にもつながるでしょうから、地方団体が地域の安心、安全を確保する事業を拡充、実施できるような体制を確保すべきではないかと思いますが、総務省、一言お願いします。

### 政府参考人(佐藤文俊君)

緊急防災・減災事業ですが、非常に地方団体の要望が強くなっております。25 年度においては 4,550 億円を計上しておりましたが、26 年度においては 450 億円増やしまして 5,000 億円の事業量を地財計画上確保したところでございます。

これは、25 年度の地方債の配分をしますときに、26 年度以降どれだけの需要があるかということも併せて調査いたしました結果、26 年度には大体 5,000 億程度の事業量があるということでありましたので、その必要な額を計上したということございまして、これを有効に活用して防災対策に努めていただきたいと思います。

## 吉川沙織君

今後もこの日本、どんな災害にいつ何どき見舞われるか分かりません。ですから、最後に、道州制導入は、行政区画を拡大することと、今後の災害を見据えれば地域のきずなを強化することと矛盾するのではないか、こういう議論を最後にしたかったんですけれども、今日の新聞で、「道州制、丁寧に議論を」ということで、こういう報道も一部でなされています。

あくまでも、我々は、国、地方共に厳しい財政事情にありながら、これまでは地方は相当の歳出削減努力を行ってきた、こういう事実を鑑み、両輪でしっかりと議論ができるよう、私も微力ながら力を尽くしてまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。  
私の質問を終わります。ありがとうございました。

